

外国在住の個人からの債権回収について

令和元年5月21日
原口総合法律事務所
所長 弁護士原口 薫

I. はじめに

あなたの会社、学校、病院などが外国の個人から債権回収をすることは可能でしょうか。

例えば、あなたが外国まで行って債務者から債権を回収することは可能です。債務者はあなたからお金を借りたことは分かっていますし、返さない理由を説明することも不可能でしょう。

しかし、費用対効果で考えた場合、時間と渡航費をかけて債権を回収することは費用倒れに終わる可能性があります。

では電話をかけたり、メールを送ったり、手紙を書いたりすることはどうでしょうか。

連絡をしてくれればよいのですが、あなたが直接電話をしたのでは返事をしてくれないことも少なくありません。

このような場合でも、あきらめる必要はありません。

国際債権回収の専門家があります。

II. 債権回収の専門家

債権回収の専門家は世界中に存在します。

あなたの知り合いが債務者の住んでいる外国にいれば、その国の専門家に頼むのも一つの方法です。

もし誰も債権回収の専門家がいなくてもあきらめる必要はありません。日本の弁護士でもそのような業務を行ってくれるところがあります。

私の事務所もその一つです。

I I I . 原口総合法律事務所の債権回収の方法

1 . 催告書の発送

私の事務所では、私の事務所の名前（レター・ヘッド）で未払い債権の催告状を発送します。言語は日本語、英語、中国語などです。

弁護士から正式の催告状が届くと、多くの個人の債務者は給与差し押さえなどの法的処分を恐れて弁済をしてきたり、分納、延納、分割払いなどを求めてくることも少なくありません。

しかし、連絡がつかない場合や住所不明で催告状が戻ってくることもあります。

2 . 債権回収機関による回収の依頼

このような場合でもまだあきらめる必要はありません。

私の事務所は世界最大の債権回収のネットワークを有するTCMグループの日本代表です。世界140か国にネットワークを張り巡らしています。中でも米国、中国、韓国、オーストラリア、インド、ブラジル、ドイツ、イギリス、ベルギーなど日本の重要な貿易相手国の債権回収機関のトップとは毎年、グループミーティングをして、情報を交換し、親交を深めています。

南米や欧米の債権回収機関のトップはその国ないしは南米やヨーロッパの債権回収機関連合のトップを務めています。

また支店や従業員の数も少なくなく、例えば中国では中国全土に42の拠点に、5000人の従業員を配置し、中国の僻地までジープを飛ばして債権回収をしてくれます。

TCMのメンバーと密接な連携を取りながら、従来の住所やパスポートなどを通じて、海

外の債務者の住所を探し、直接面会をして、債権回収をすることが可能です。

3. 弁護士による訴訟を通じた債権回収

それでも強情な債務者の中には債務を弁済しないものも少なくありません。

このような場合はやむを得ませんが、訴訟によって債権を回収することになります。このような場合には、現地の弁護士を通じての債権回収になります。

これまでの債権回収は、いわゆる成功報酬型で、債権を回収するまでは一切費用が掛からないのが原則です。

しかし、訴訟になると着手金、成功報酬又は時間給で報酬を支払っていただくことになります。

ここまでくると、費用対効果の問題も生じますので、事前に裁判をするか、否かについて再度ご相談をさせていただくことになります。

VI. 最後に

以上のように、外国に在住する債権者からの債権回収も時間とお金がかかるから、とすぐに泣き寝入りをする必要はありません。

世界中にネットワークを張り巡らした債権回収の専門家である私たちにまずはご相談ください。

きっとよい回収方法が見つかります。

ご連絡をお待ち申し上げます。

原口

当事務所の連絡先

電話：03-6205-4404

e-mail: kharaguchi@haraguchi-law.com